

最大

55万円

狛江市での創業を応援！

狛江市創業支援 家賃・改修費 補助金

受付期間

2026.10.1 ▶ 10.30

条 件

- ✓ 創業後 1 年未満 / 創業予定
- ✓ 狛江市の特定創業支援等事業を利用 など



問い合わせ

狛江市 地域文化スポーツ部 産業振興課 商工・観光係

〒 201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 狛江市役所 2 階

☎ (代表) 03-3430-1111 (内線) 2226

✉ syokankkr01@city.komae.lg.jp

狛江市創業支援家賃・改修費補助金 募集要項

狛江市は、市内で創業する方を支援し、創業を円滑にするため、店舗や事業所等に対する家賃または改修費等の一部を助成します。

受付期間 令和8年10月1日(木)～10月30日(金) 必着

※先着順ではありません。審査の結果に基づき交付または不交付を決定します。

補助種別 ①と②を同時に申請できます。

種別	補助額	補助限度額	補助対象経費
① 家賃補助	月額賃料の 6か月分	最大 55 万円	令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に発生する事業所の賃料 ○事業所にかかる駐車場費 ×事業者・従業員のための駐車場費 ×共益費
② 改修費補助	対象となる工事にかかる改修費用	最大 55 万円	令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に着工した工事または着工予定の工事で、上記の期間内に発生する改修費用

補助対象者 以下1～10のすべてを満たす方。

1. 以下のいずれかに該当すること。

これから 創業する場合	● 市内で個人事業を開業予定の方。 ● 市内で法人を設立予定の方。 ● 事業開始後5年未満の個人事業者または法人で、現在の事業の全部または一部を継続して実施しつつ、市内において事業の拡大または法人の設立をし、新規分野の事業を開始する方。
すでに 創業している場合	● <u>令和8年10月1日時点</u>で、市内で個人事業の開業日から1年を経過しない個人事業者。 ● <u>令和8年10月1日時点</u>で、市内で法人を設立した日から1年を経過しない法人。 ● 事業開始後5年未満の個人事業者または法人で、現在の事業の全部または一部を継続して実施しつつ、市内において事業の拡大または法人の設立をし、新規分野の事業を開始する方のうち、令和8年10月1日時点で、当該新規分野の事業を開始してから1年を経過していない方。

- すでに創業している場合、法人は市内に登記地があること。個人事業者は市内の事業所・店舗で営業していること。
- 特定創業支援等事業による支援を受け、狛江市において、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の交付を受けていること。(ただし、有効期限が切れている場合でも、証明書の交付を受けたことが確認できる場合は対象とする。)
- 3年間の事業計画があり、その間継続して営業することが見込まれる事業であること。
※事業所の市外移転、売却、閉鎖等により、3年間市内での補助事業の継続がされないときは、補助金返還の対象となります。
- 対象物件の所有者、または所有者の同一世帯に属し生計を一にするものでないこと。(改修費補助の場合を除く)

6. 中小企業基本法第2条に定める中小企業または個人事業主であること。
7. 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと。
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業でないこと。
9. 納期限が到来した市税に滞納がないこと。
10. 狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者のいずれにも該当しないこと。

対 象 物 件 狛江市内に所在する施設であり、事業の用に供する事務所、店舗、工場等

※対象にならない物件：大規模小売店舗、店舗内のテナント、可動式店舗等

改修費補助について 一部対象にならないものがあります。

補助対象経費	解体工事、土台・柱等の修繕・補強工事、内装・外装工事、塗装工事、給排水設備工事、電気設備工事、固定設備工事、空調設備工事、設計・デザイン費、サイン工事（事業所と一体になっているもの）等
補助対象外経費	車庫、倉庫等の設置費、住宅分離工事、造園工事や外構工事（駐車場、フェンス、ブロック塀）、シロアリ駆除、清掃及びクリーニング費または備品購入費 等

※改修工事は、第三者に工事を委託することで発生する経費に限る。

■本補助金のほかにも、市内の店舗・飲食店等のユニバーサルデザイン・バリアフリー対応工事等に対して、改修費の一部を助成する制度があります。 詳しくはこちら→



市 HP

申 請 書 類 以下の①+②または①+③を提出してください。

① すべての申請者が提出するもの		
法人	個人	書類の名称
☐	☐	狛江市創業支援家賃・改修費補助金交付申請書（第1号様式）
☐	☐	狛江市創業支援家賃・改修費補助金事業計画書（第2号様式）
☐	☐	狛江市創業支援家賃・改修費補助金交付申請に係る宣誓・同意書（第3号様式）
☐	☐	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書
	☐	個人事業の開業届（これから創業する場合は創業後に提出）
☐		法人の登記事項証明書（これから創業する場合は創業後に提出）
② 家賃補助の申請者が提出するもの		
法人	個人	書類の名称
☐	☐	対象物件の賃貸借契約書・駐車場賃貸借契約書の写し
③ 改修費補助の申請者が提出するもの		
法人	個人	書類の名称
☐	☐	改装工事請負契約書または工事見積書
☐	☐	対象物件の位置図および平面図
☐	☐	改修工事前の店舗内および外観の写真
☐	☐	改修工事事前着手届（第4号様式）（既に工事を着工している場合のみ）

狛江市創業支援家賃・改修費補助金手続きの流れ

①特定創業支援等事業の利用・証明書の発行

- ・特定創業支援等事業を利用し、市役所にて証明書の発行を受けてください。
（すでに証明書を受領している場合は除く。）
- ・事業の利用には1か月以上の時間がかかりますのでご注意ください。

②補助金の申請

- ・受付期間内に補助金の申請をしてください。

③補助金審査

- ・事業内容のプレゼンテーション（注1）をしていただき、提出された申請書類及びプレゼンテーションに基づき審査を行います。

④補助金交付決定・支払い

- ・交付決定通知書を送付します。提出された請求書に基づき、補助金を交付します。

⑤事業の実施

- ・家賃補助：交付対象期間内に発生した家賃を補助します。（最大6か月分）
- ・改修費補助：交付対象期間内に発生した改修費を補助します。（交付対象期間内に支払い等を含め事業を完了させてください。）

⑥実績報告書の提出

- ・事業が完了したら、すみやかに必要な書類を添えて実績報告書（第10号様式）を提出してください。

⑦実績報告の審査・交付額の確定

- ・実績報告書に基づき、交付額を確定します。その後、確定通知書を送付します。

⑧状況報告

- ・補助金の交付後3年間は、毎年度末に事業の状況報告書（第14号様式）を提出してください。

（注1）プレゼンテーションの詳細について

日時：令和8年12月9日（詳細な時間については、受付期間終了後、別途ご案内いたします。）

場所：防災センター302 会議室

内容：自身の創業する事業内容について（5分程度）、審査員からの質疑応答等

狛江市創業支援家賃・改修費補助金 Q&A

1 補助金に関して

Q：この補助金の受付期間はいつからいつまでですか？

A：令和8年10月1日(木)から10月30日(金)までです。申請書類を「狛江市役所2階 産業振興課」へ提出してください。(郵送の場合は必着)

Q：申請したら必ず補助金を受けられますか？

A：補助金の交付には審査があります。事業内容や独自性、将来性、継続性等の項目を勘案し、交付決定者を選定するため、必ず受けられるとは限りません。

Q：補助金の額はいくらですか？

A：家賃補助・改修費補助ともに、「実際に要した費用の額」または「交付限度額の55万円」のいずれか少ない方の額になります。

2 補助対象者について

Q：「創業」の定義は何ですか？

A：個人事業者の場合は開業の日（開業届の開業日）、法人の場合は法人設立の日を指します。

Q：すでに創業している場合、創業後年数の制限はありますか？

A：すでに創業している場合は、令和8年10月1日時点で、市内で創業してから1年を経過していない方が対象です。

Q：令和7年10月1日に創業しました。対象となりますか？

A：令和8年10月1日時点で創業から1年を経過していない方が対象となるため、対象外となります。
(この質問の場合は、令和8年10月1日で創業から丸1年経過したことになります。)

Q：特定創業支援等事業を受けたことの証明書とは何ですか？

A：狛江市や市が他の機関と連携して行っている各種創業支援等事業のうち、以下の事業を受けたことを証明するものです。証明書の発行は「狛江市役所2階 産業振興課」にて行っています。(申請から発行まで3～5営業日程度要します。)

①狛江市創業スクールの受講

↳例年1月から3月にかけて狛江市が実施

②狛江市商工会が行う個別相談等

↳受付：狛江市商工会（03-3489-0178／狛江市和泉本町1-2-34）

↳所要期間：1か月以上（これから利用される場合は、すみやかに上記へご相談ください）

③多摩信用金庫が行う個別相談等

↳受付：多摩信用金庫 HP（<https://www.tamashin.jp/business/seminar/founding.html>）

↳所要期間：1か月以上（これから利用される場合は、すみやかに上記へご相談ください）

Q：以前に特定創業支援等事業を受けて証明書の発行を受けていますが、有効期限が切れている場合は対象にはなりませんか？

A：有効期限が切れている場合でも、証明書の交付を受けたことの確認が取れれば対象となります。

3 補助対象経費について

Q：交付対象の経費はいつからいつまでのものですか？

A：「①家賃補助」「②改修費補助」とともに令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に発生し、支出が完了する経費が補助対象経費です。

Q：補助対象となる賃借料とはどのようなものですか？

A：狛江市内にある創業に係る事業を行うための事業所や店舗、工場等のことをいいます。事業者の自宅住所を兼ねる場合や、事業者の所有する物件の場合は対象外です。

Q：賃借料に付随する、共益費や初回手数料、仲介料、敷金礼金、駐車場費用等は対象になりますか？

A：「○対象…事業所にかかる駐車場費用」「×対象外…事業者または従業員のための駐車場費用・共益費・初回手数料・仲介料・敷金礼金」となります。

Q：家賃補助・改修費補助ともに、消費税分は対象となりますか？

A：消費税は交付対象額に含まれます。

Q：改修費補助はどのようなものが対象ですか？

A：以下をご確認ください。

補助対象経費	解体工事、土台・柱等の修繕・補強工事、内装・外装工事、塗装工事、給排水設備工事、電気設備工事、固定設備工事、空調設備工事、設計・デザイン費、サイン工事（事業所と一体になっているもの）等
補助対象外経費	車庫・倉庫等の設置費、住宅分離工事、造園工事や外構工事（駐車場、フェンス、ブロック塀）、シロアリ駆除、清掃及びクリーニング費または備品購入費 等

Q：事業所の改修工事を行い、すでに工事が終了し、支払いも完了しています。この場合も補助金の対象になりますか？

A：令和8年4月1日から令和9年2月28日までに着工した工事であれば、既に終了し、支払いが完了した工事であっても対象です。

Q：店舗や事業所を新たに建てる場合の費用は対象になりますか？

A：改修費補助金は、あくまで既存の物件の「改修」のための補助金のため、対象外です。

Q：対象となる複数の物件を合算して申請することはできますか？

A：合算して申請することはできません。対象となる物件が複数ある場合は、そのうちの1つを申請してください。

4 申請の手続きについて

Q：これから賃貸借契約を締結しようとしている場合はどうすればよいでしょうか？

A：見積書や未締結の契約書類等で、月額賃借料が記載されているものをご用意ください。契約の締結がされ次第、契約書の写しをご提出ください。

Q：交付決定がされなかった場合、申請書類は返却されますか？

A：申請書類の返却はできません。内容の控えが必要な場合は事前に写しをとって保管ください。

Q：既に申請済みで補助金の交付も済んでいますが、補助対象経費や事業内容が変更になりました。どうすればよいですか？

A：事業計画変更申請書（第8号様式）を提出してください。ただし、すでに決まった交付決定金額から増額することはできません。

問い合わせ

狛江市 地域文化スポーツ部 産業振興課 商工・観光係

〒 201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市役所2階

☎ (代表) 03-3430-1111 (内線) 2226

✉ syokankkr01@city.komae.lg.jp